

令和3年度鉱山保安監督指針

令和3年4月

関東東北産業保安監督部東北支部

当支部が行う令和3年度の鉱山保安監督に係る指針を以下のとおり定める。

基本的な考え方

- 鉱山・製錬所(以下「鉱山等」と記載)において、法令を遵守し危害・鉱害を撲滅させることを目指す。
- 危害・鉱害及び自然災害に対しては迅速に対応するとともに、法令違反に対しては公正かつ厳格に対応する。

I 具体的な目標

- 東北支部管内の災害の発生状況として次の指標達成を目標とする。
 - 指標1:死亡災害をゼロとする
 - 指標2:災害を減少させる観点から、度数率0.50以下
- 東北支部管内の鉱害の発生をゼロにすることを目標とする。

II 実施計画

(1) 稼行鉱山等における危害・鉱害防止

① 全般について

- 立入検査等は、前年度の立入検査等の結果及び災害の発生状況等の保安レベルに応じた年間実施計画を策定し、鉱山保安関係課室間の連携により、効果的・効率的に行う。
- 保安上改善を要する事項が認められた場合は、鉱業権者等と十分な議論を行い、その結果を踏まえて是正措置を指導する。
- 危害及び鉱害の防止に係る情報は、立入検査等で提供するとともにホームページに掲載する。

② 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

- 鉱山の実情に応じた導入及び運用の深化を図るため、次の取組を行い、年度末に鉱業権者とともに取組状況の評価を行う。
 - ・同システムの導入状況の特徴に応じた保安検査における個別指導
 - ・同システムの手引書やガイドブック等の保安検査での情報提供
 - ・同システムの導入状況の確認・指導が必要な鉱山に対する保安計画ヒアリング
 - ・同システムの本格導入に向けて指導が必要な鉱山に対する現地指導
 - ・同システムに関する研修会の開催(※)

※新型コロナウイルス感染症対策の状況により変更あり。

③ 災害に係る個別対策の推進

- 類似の災害の再発を防止するため、次の指導・取組を行う。
 - ・災害が発生したときの徹底した原因究明と再発防止対策の実施の指導
 - ・分かりやすく整理・分析した災害情報の他鉱山への提供
- ヒューマンエラーによる災害を防止するため、次の指導を行う。
 - ・人間特性を十分に考慮したリスクアセスメントの実施
 - ・ヒューマンエラーが発生しても災害につながらないようにするための対策の検討(本質安全対策やフェールセーフ・フルプルーフを考慮した施設の工学的対策等)
 - ・ヒューマンエラーの発生を抑制する対策の実施(保安規程及び作業手順書を遵守するための保安教育等による現場全体の保安水準及び保安意識の向上等)
- 発生頻度の高い「墜落・転倒」、「運搬装置のため」、「取扱中の器材鉱物等のため」、「機械のため」、「発破・火薬類のため(発破飛石)」及び「火災」の災害を防止するため、次の指導・取組を行う。
 - ・リスクアセスメントの継続的な見直しを徹底して行い、不安全な状態及び不安全行動の特定・排除等、必要な措置を行うこと
 - ・災害事例、優良事例等の情報提供

④ 基盤的な保安対策等の推進

- 粉じん作業場の管理区分改善が必要な鉱山については、立入検査及び作業環境評価結果報告書の審査により、管理区分の改善措置を確認し、作業環境の改善を指導する。
- 中小石油鉱山における不要坑井については、廃止措置の促進を指導する。

⑤ 鉱業関係団体等との連携・協働による保安確保の取組(※)

- 外部専門講師等により、保安活動等に関する保安指導を行う。
- 各地区の保安協議会等が主催する研修会等において鉱山保安に関する情報提供を行う。

※新型コロナウイルス感染症対策の状況により変更あり。

⑥ 鉱害防止の推進

- 坑廃水処理施設の豪雨及び融雪期対策(①清濁分離の推進②適切な集水・貯水・処理能力の確保と維持③事故発生時の迅速な連絡と復旧)に重点を置き、鉱山等の実施状況を確認し、必要な対策を講じさせる。

(2) 休廃止鉱山における危害・鉱害防止

- 休止鉱山及び鉱業権消滅後5年未満の廃止鉱山について、実態把握(危害・鉱害防止措置の必要性)のための立入検査又は調査を実施し、必要な対策を講じさせる。
- 坑廃水処理施設の豪雨及び融雪期対策(①清濁分離の推進②適切な集水・貯水・処理能力の確保と維持③事故発生時の迅速な連絡と復旧④停電や道路不通などに対応したレジリエンス強化)に重点を置き、鉱山の実施状況を確認し、必要な対策を講じさせる。
- 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の申請書等を厳正に審査するとともに、補助事業実施状況調査を行い、鉱害防止事業が適正に実施されていることを確認する。

(3) 災害・事故等発生時の対応、関係機関との連携

- 災害・事故等の発生時には、必要に応じて、特別検査等を実施し、鉱山保安法令違反に対して公正かつ厳格に対処するとともに、再発防止対策等について適切に指導する。
- 鉱業権者、補助事業者、その他関係機関との緊急時連絡体制を整備・維持する。

(参考) 立入検査について

「Ⅱ」に示した「立入検査」の種類は、次のとおり。

➤ **保安検査（監査、法令適合性検査）**

鉱山の自主保安体制を確認する検査で、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか（監査）、また、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか（法令適合性検査）について行う。

➤ **鉱害等検査（坑廃水検査、鉱煙検査、騒音検査、振動検査、粉じん検査）**

数値による基準が適用されている鉱山等に対して、基準適合性の確認を行う。

➤ **その他検査（集積場検査、石油坑井検査、休止鉱山等検査、その他）**

リスクが高いと認められる施設の保守管理状況等の確認を行う。また、休止鉱山等の保安措置状況の確認を行う。

➤ **特別検査**

法第41条第1項（重大災害の報告）又は第2項（災害その他の保安に関する事項の報告）に掲げる報告がされた場合に行う。

以上